

Title	墨銀考補遺
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.330(58)- 339(67)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 墨銀考補遺

田中萃一郎

フオーアマンの『比律賓列島志』貿易の條に比律賓列島の西班牙の植民地となりしより第十九世紀の二十年代墨是哥の獨立するに至るまで前後二世紀以上所謂アカブルコ親船は墨是哥のアカブルコ港とマニラとの間を往復して相互の連絡を圖れり。比律賓植民地は墨是哥の附庸にして同地の貢賦は總て皇室の有に歸し之を御藏に貯へ毎春支那の篷船の來航に際してその齎らせる支那の産物と交換せる上一千五百個の行李となしてアカブルコ親船に積載して墨是哥に送りたり。墨是哥にては親船の歸航に際して積載御料貨物の代價に匹敵せるものを之に酬むたる上更に比律賓行政費の不足を補充するが爲補助金を支給するを常としたり。即ち一六六五年六月六日の勅令は墨是哥より比律賓に支給す可き補助額を

五百萬圓と定めうち四百萬圓は正貨にて百萬圓は御料貨物にて交附するとなせり。この額に對して比律賓の納附せる貢賦は三百五拾貳萬貳千四拾八圓に過ぎざれば墨是哥よりの純補助額は壹百四十七萬七千九百七拾貳圓となれり。かくて墨是哥弗は次第に多量に比律賓に流れ込み、それより支那に入れりとあり。元來支那にて貨幣として銀を用ゐるに至りしは外國貿易に促されしが爲なりと見る可く、通典には梁の初には唯京師及び三吳荆鄧江湖梁益のみ錢を用ゐる其餘の州郡は即ち雜るに穀物布帛を以てして交易するに、交廣の域は即ち全く金銀を以て貨と爲したりとあり、又文獻通考に蕭梁の時に交廣の域は全く金銀を以て交易し、後周の時に河西の諸郡、或は西域金銀の錢を用ゐたりとあるを援きて清朝の學者は此蓋用銀之始、然但行于邊、而中土尙未行と云へり。宛かも第廿世紀の初に於て華僑等の間に共和思想充溢せるに中華は民國と稱しつつ、帝王の政治以外に對する理解なきが如く、又日本の幣制が對外貿易に促されて發展を來せるが如く、支那の貨幣制度は對外貿易の行はるる邊疆より發達を促せるものと見る可し。かくて回教商人の渡來以來支那の銀は益々増加し遂に銀貨の鑄造を見るに至れり。金の章宗

の承安二年即ち西紀一一九七年に鑄たる承安通寶こそは支那の銀貨の嚆矢なれ。されば墨是哥銀の渡來より始めて支那に銀の通用ありと斷ずるにはあらねど、明の中葉より事實に於て支那人の公私の取引に銀錠の主として用ゐらるゝことゝなりしに就てはフォーアマンの比律賓を介して支那に入れりと云へる墨是哥弗の交渉する處必ずや大なるものありしならん。

第十七世紀に英人 Rice Vaughan はその著 *Discourse on coin and coinage* のうちに銀は西より流れて東に走り恰かも深潭に汲ひ込まるゝが如し。西班牙より銀を受くる國國はその距離の遠きに從ひて益々高價を仕拂へりと云ひ、更に銀の價は土耳其にては西歐諸國より高く、波斯にては土耳其よりも不廉にかくて次第に支那に至りて最も高價なりと説けり。當時造幣局長なりしアイザック・ニュートンの一七一七年の報告に據れば歐羅巴にては金一に對する銀十四半乃至十五の割合なりしに支那并に日本にては金一に對する銀九又は十の割合、東印度にては金一に對する銀十二の割合なりとあり。日本にては實に歐羅巴に於て金一に對する銀十五半の割合となれる第十九世紀の中葉以後に於て金一に對する銀六の割合なりき。

故に前記の報告を爲せる當時に於てニュートンは經驗の示す處に從へば銀は金に比するの價廉なる地方即ち西班牙をはじめ全歐の地方より東印度日本支那に流れ行くを知る可く、倫敦の銀の價は通常一オンス六十四片半なれど東印度行の商船貨物積載中は之が輸出の需要起り六十六片若くは六十八片若くは更に以上となることありと云へり。アレクサンデル・フォン・ホルトの *Essai politique sur le Royaume de la Nouvelle Espagne* に從へば第十八世紀の晩年に方りて西班牙の植民地たる南北亞米利加より毎年歐洲に輸送さるゝ貴金屬即ち金銀は四千三百五十萬ペソ即ち約一百万キログラムなるが、そのうち歐洲に殘留する額は僅に一千八百萬ペソに止り、四百萬ペソはルヴント方面に向ひ一千七百五十萬ペソは喜望峰を迂廻し、四百萬ペソは露國商人の手を経てキャフタ、トボルスクより共に東亞方面に向ふの常なりき。ゾエトペーア、レクシス等は調査研究の結果一四九三年より一八七五年までの世界の銀産額は合計一億八千五拾一萬一千四百八十五キログラムにして、そのうち

墨 是 哥 七六、二〇五、四〇〇キログラム

ペル 三二、二二二、〇〇〇  
ボトシ(ボリヅィア) 三七、七一七、六〇〇  
合計 一四五、一四五、〇〇〇

にして八割以上を占め、而して墨是哥は上記の期間に於て世界總産額の約四割二分を産出したりと云へり。然るに第十八世紀の末に於てフムボルトはその鑄造されたるものと工藝上に加工されたるものとを問はず金銀の兩米植民地に殘存するもの僅かに九千六百萬ペソに過ぎずと云へるが、第十九世紀に入りて獨立革命の大亂を生じ僧俗を問はず富裕なる人々の渡歐せるより兩米の貴金屬は益々減少し、而して植民地の獨立以後も墨是哥弗の輸出益々夥しく、第十九世紀の終に於ては曩に西班牙領たりし兩米の地に殘留せる銀は全産額一億四千五百萬キログラムの約五分に過ぎざることゝなれり。

カルロス第一世の時に至りて初めて獨逸のターレル貨に倣ひて鑄造せしめたるハリアル銀貨はその重量に因みてPecoと呼ばれ、又伊太利にてターレルをPisstraと唱へたるよりPasterとも呼べり、その北米合衆國にてDollarとなりしことは曾て説明せるが如し。デーリングの『泉貨度量學』にはピアストルに米國にて鑄造され

て墨是哥型と稱するものと、歐洲本土にて鑄造されてセヅィリア型と稱するものと、との別あり、彼には王名の次に Dei Gratia Hispan. Et Ind. Rex と銘記すれど、是には Ind. Rex の文字無しと見ゆるが、チャルマース氏『英國植民地通貨史』の附録には一八二一年以前に西班牙本國にて鑄造されたる貨幣には雙柱を示せるものなしとあり。チャルマース氏の説は首肯せらるゝも、之を朽木龍橋侯の西洋錢譜に照すもデーリングの説は如何のものにや。但し余輩が前回一七七二年より初めて西班牙の銀貨に國王の肖像を現はしたりと云へるは墨是哥の銀貨の誤にて、同年以前鑄造のものにても西班牙本國鑄造のものには國王の肖像を刻せるもあり、是亦兩者區別の一標準と目す可きか。扱兩米大陸に於ける西班牙植民地の本國より獨立するや南米のコロムビア、ペルー、ボリヅィア、チリ等は佛國の五法銀貨に倣ふて純銀十分の九の銀塊一キログラムを以て四十箇の銀貨を鑄造せしも、墨是哥にては之に反して西班牙時代のペソ銀貨の制を襲用し、唯面背の圖形文字を改めたるのみなりき。今墨是哥政府の調査に基きて墨銀鑄造額を示せば左の如し。



一五三七年より一七三一年までの Macanua 打製品	七五二、〇六七、四五六弗
一七三二年より一七七一一年までの Columaria	四四一、六二九、二一一
一七七二年より一八二一年までの 肖像型	八八八、五六三、九八九
小 以	二〇八二、二六〇、六五七

獨立以後

一八二二年一八二三年鑄造イッルピテ帝肖像型	一八、五七五、五六九弗
一八二四年より一九〇三年までの鷲印	一、四六六、〇〇〇、〇〇〇
總 計	三、五四八、〇〇〇、〇〇〇
一五三七年より一八九三年までの金貨鑄造額	一、二四、二一〇、〇〇〇

この約三十五億弗の銀貨に加ふるに南米并に西班牙本國に於て墨銀と同一の様式により鑄造せる銀貨を合算する時は實に五十億弗以上に達す可きなり。今之を以て爾餘諸國に於て鑄造せられて所謂貿易銀として之と競争せるもの、鑄造額も比較する時は墨銀の銀界に横行濶歩せることは益々明瞭となる可し。

一七五一年乃至一八九七年のマリア・テレサ・ターレル	二〇〇〇萬箇
一八七三年乃至一八八七年の米國貿易弗	三五九〇
一八九五年乃至一九〇三年の孟買并にカルカッタ鑄造	一五一三〇
一八六四年乃至一八六八年の香港弗	三二〇

一八八五年乃至一九〇三年の佛領印度支那ピアストル	六八一〇
一八七一年乃至一八九七年の日本銀貨	一六五一〇
合 計	六三二五〇

即ち爾餘の貿易貨幣は之を墨銀西銀の總額に比する時は僅かにその八分の一に過ぎざるなり。之に加ふるにその成分様式等最も變化少かりしを思ふ時は東洋各地就中支那に於て信用大なるものあるも怪むを須るす。明治政府が新貨幣制度を採用するに方りて墨銀の系統を引ける香港圓銀を摸倣せしとして決して我國の耻辱なりと云ふにあらず。

余輩が曩に『墨銀考』を公にせし後堀江博士の注意に依りて『松方伯財政事歴』の第十一卷を参考せしに香港政廳の持て餘せる造幣器械を購買せることは同書にも既に明記しあり。即ち明治元年四月貨幣改鑄の議を決するや直ちに價金六萬弗にて香港の造幣器械を購求することを長崎在留の英商グラバーに約し八月この器械大阪に廻漕せられたりとあり。但し地を川崎村政府米廩の址地に卜して造幣局を建設することとなりしに工事中翌二年十一月四日偶ま火を失し造幣器械も亦大半灰燼に歸したるを以て更に英國より器械を購入し明治三年十月十四日よ

り新貨の鑄造を試み十一月二十七日より銀貨を鑄造したりと云ふ實に香港政廳の試用したりし造幣器械は不幸なる最後を告げたりと云ふ可し而してこの器械を以て鑄造されたる圓銀の名稱の我邦に採用せられし事實の的確に同書に記載されざるは更にその不幸を大ならしむるものなりと云ふ可きか同書は又當時の參與大隈八太郎及び造幣判事久世治作が二年三月四日を以て貨幣の形は圓を要し其價名は十進一位を要すと建議せし時朝議之を否とするものありしかば二人之を辯じて諺に貨幣の融通其宜きを得る之を善く環わづると云ふ今人拇と食指との尖を合せて圖を爲し之を傍人に示せば貨幣たるを了解せざるものなし云々と論駁し朝議竟に二人の建議を容れ新貨圓形の議決したりと云へりこの駁論は大隈伯得意の回想談中の一節なりと云へど余輩は圓型採用は單に墨銀香港圓銀の摸倣に過ぎざるものと認めてこの駁論の論旨に重きを置く能はざるものなり同書は更に大隈參與久世判事の主張により百錢を一元に定め以下十分の一を十錢とし錢の十分の一を一厘と爲し十進一位の議を決したりと記せり夫れ或は然らんなれども兩氏たるもの香港一圓銀貨の存在を知らざりし筈なし一元或は一圓と

普通なりしか。兎に角明治二年十一月九日附を以て締盟各國公使領事に對し新貨鑄造の決議を通告せるその第二款に新貨の本位は量目七匁二分二厘五九二即四百十六グレインより減せず其質純銀十分の九の銀貨にして墨是哥ドルラルと品位なりとあり。次で三年十一月大政官にて裁定せる新貨幣品位及び重量表に本位一圓銀貨なる稱呼見えたり。余輩は『明治財政史』の本文のみにては香港圓銀と日本圓銀との關係未だ明瞭ならずと信じて敢てこの點を絮説するに至れるなり。